

亀山市監査基準（令和２年亀山市監査委員公告第３号）新旧対照表

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（監査等の種類及びそれぞれの目的） 第４条 監査等の種類及びそれぞれの目的は、次に掲げるとおりとする。 〔（１）～（８） 略〕 （９）市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（<u>法第２４３条の２の９第３項又は公企法第３４条</u>）市長又は企業管理者の要求に基づき職員が市に損害を与えた事実があるか監査すること 〔（１０）～（１６） 略〕 〔２及び３ 略〕	（監査等の種類及びそれぞれの目的） 第４条 監査等の種類及びそれぞれの目的は、次に掲げるとおりとする。 〔（１）～（８） 略〕 （９）市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（<u>法第２４３条の２の８第３項又は公企法第３４条</u>）市長又は企業管理者の要求に基づき職員が市に損害を与えた事実があるか監査すること 〔（１０）～（１６） 略〕 〔２及び３ 略〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この基準は、令和８年９月２４日から施行する。